

令和6年度

入園のしおり

(重要事項説明書)

武蔵野もみじの森保育園



人が、みんなでろだつ場所。



Momiji



社会福祉法人信正会 法人概要

●設立 平成 23 年 1 月

●理事長 尾上 正史

●運営施設

福岡市幼保連携型認定こども園	周船寺もみじの森保育園
福岡市認可保育所	姪浜もみじの森保育園
東京都認可保育所	北千住もみじの森保育園
東京都認可保育所	調布もみじの森保育園
東京都認可保育所	武蔵野もみじの森保育園
東京都認可保育所	大和東もみじの森保育園
東京都認可保育所	碑文谷もみじの森保育園

●グループ

学校法人福岡幼児学園	私立幼稚園	紅葉幼稚園
	福岡市認可保育所	ナーサリーライムスクール
	企業主導型保育所	もみじのいえ

●沿革

昭和 51 年	3 月	学校法人福岡幼児学園 紅葉幼稚園設立
平成 15 年	9 月	学校法人福岡幼児学園、福岡市より認可を受け学校法人による認可保育所ナーサリーライムスクールを開設
平成 23 年	1 月	社会福祉法人信正会 設立
	9 月	学校法人福岡幼児学園 定員増の為、改築工事を行い東園舎完成
平成 24 年	1 月	学校法人福岡幼児学園 翌年 1 月幼稚園北園舎完成
	4 月	社会福祉法人信正会 福岡市西区において認可保育所もみじの森保育園開設
平成 27 年	4 月	もみじの森保育園が福岡市幼保連携型認定こども園へ移行
平成 28 年	4 月	北千住もみじの森保育園 開園
平成 29 年	4 月	姪浜もみじの森保育園 開園
平成 31 年	4 月	調布もみじの森保育園 開園 武蔵野もみじの森保育園 開園
令和 2 年	4 月	大和東保育園 公設民営として運営開始
令和 3 年	4 月	碑文谷もみじの森保育園 開園
令和 4 年	4 月	大和東もみじの森保育園 改称し民営化

理 念

人が、みんなでそだつ場所。

乳幼児期は、その子の人格の土台をつくるもの。

もみじは、四季の変化に合わせて、

緑色から紅色にその姿を変えて成長していきます。

おなじように、「人をそだてる」より、

「人がそだつ」ような環境づくりをすることが

幼児教育において大事だと考えます。

こどもたち。ご家族。

先生たち。そして、地域の方たち。

もみじの森保育園は、みんながもみじのように

日々変化しながら成長していく場所でありたい。

そのように思っています。



保育目標



安全、安心、自己肯定感など、
子どもの健やかな成長に不可欠な要素を土台とし、
子ども自らが創造性を発揮できるような環境を考え、
子どもや保護者と職員が対話を通じて良質な保育を創造する。



保育方針



1. 人間形成の基礎を培う保育（養護と教育の一体的提供）
2. 主体性や創造性、五感を通じた体験を保障する保育
3. 自分以外の人やモノと関わる力が育つ保育
4. 協同的学びを大切にする保育
5. 子どもの探究を通して保護者や地域と繋がる保育



東京都認可保育所

武蔵野もみじの森保育園



開設	平成31年4月1日
所在地	住所：東京都武蔵野市関前3-12-1 最寄り駅：JR中央線三鷹駅 バスで15分
電話番号	0422-38-8611
定員	108名
職員構成	園長1名、副園長1名、 主任保育士1名、 常勤保育士14名、非常勤保育士8名 栄養士1名、看護師1名 事務職員1名、保育補助1名 給食調理（業務委託：ウオクニ）
園舎構造	鉄筋コンクリート造/一部鉄骨造 2階建
敷地面積	1251.86㎡
特別保育	延長保育 乳児（0歳児）保育 その他（地域子育て支援に関する活動）



クラス編成



年齢	クラス名	定員	保育士配置
0歳児クラス	<small>てんし</small> 天使	9名	子ども3人に1人
1歳児クラス	<small>めぐみ</small> 恵	15名	子ども5人に1人
2歳児クラス	<small>のぞみ</small> 希	18名	子ども6人に1人
3歳児クラス	<small>あい</small> 愛	22名	子ども15人に1人
4歳児クラス	<small>ゆめ</small> 夢	22名	子ども30人に1名
5歳児クラス	<small>みらい</small> 未来	22名	子ども30人に1名

※ 子どもの人数や必要な支援によって、補助の職員がはります。

嘱託医



○小児科 医院名：リリーローズメロディチャイルドクリニック

医師名：中村 江里奈

所在地：東京都武蔵野市境1-1-7 クオラ1階

電話：0422-56-8810

○歯科 医院名：よしおかデンタルオフィス

歯科医：吉岡 武史

所在地：東京都武蔵野市西久保1-1-1 井野ビル1階

電話：0422-51-4199

保育の特色



壁の無い保育室

保育室には基本的に「壁」がありません。

子ども達の環境を「壁」で閉じ込めるのではなく行動に存分に集中できる、また集中を養う保育を行います。



コーナー保育

子どもが自由に遊びを選択できるよう、コーナー保育を取り入れています。

絵本、積み木、ままごと、ブロック、パズル等、様々な遊びの中から好きなものを選び、子どもたちの主体性や自主性を育みます。



外遊び・地域への関わり

毎日の保育の中で、園庭や散歩に出かけて、

土や砂場、昆虫などの生き物、花々や樹木など、

外の環境での様々な人やモノとの出会いで感じた事が遊びのきっかけになり、つながっていきます。



給食・食育

野菜に興味や親しみを持つようにするために畑やプランターで野菜などを育て、季節の野菜の栽培と収穫を体験します。自分達が収穫した野菜は、クッキングなどで利用しています。



異年齢保育

異年齢児との交流を深めるため、異年齢との散歩や保育活動を実践し、思いやりのこころや、コミュニケーション能力の発達を養います。



第1章 保育内容

1. 保育時間

開園時間及び保育時間は次のとおりです。

	保育時間	延長
保育標準時間 (月～土)	7:00～18:00	18:01～19:00 19:01～20:00
保育短時間 (月～土)	8:30～16:30	7:00～8:29 16:31～18:00

※保育時間は、保護者の方の勤務時間+通勤時間となります。

お仕事が終わり次第すぐお迎えをお願いします。

お仕事がお休みの日は、基本的にご家庭での保育をお願いします。

2. 一日の流れ

0・1・2歳児	時間	3・4・5歳児
開園・順次登園 視診（健康観察） 検温	7:00	開園・順次登園 視診（健康観察）
朝の集まり (出席確認)	9:00	朝の集まり (出席確認)
朝おやつ・排泄	9:15	自由遊び
自由遊び 午前の活動 散歩・室内遊び	9:30	午前の活動 散歩・室内遊び
離乳食 昼食	10:40～ 11:00～	昼食
午睡	12:00	午睡・休息・昼保育
	13:00	
目覚め おやつ	14:30 15:00	目覚め おやつ
順次降園・自由遊び	16:00	順次降園・自由遊び

- ・一日の流れの時間・内容はおよその目安でクラスごとに変わります。
- ・お子さんのその日の体調や状況に応じて個別に対応します



3.年間行事

・☆印は、保護者の皆様に是非参加していただきたい行事です

月	行事内容（予定）
4月	☆入園・進級式 ☆親子で遊ぼう会 内科検診
5月	端午の節句会 歯科検診
6月	☆保護者会 ☆0、1歳児個人面談
7月	七夕会 水遊び開始 お楽しみ保育（年長） ☆2歳児個人面談
8月	水遊び終了 歯科健康教育
9月	敬老の集い ☆引き渡し訓練 ☆3歳児個人面談
10月	☆運動会 内科検診
11月	秋の遠足（3～5歳） 歯科検診 ☆4、5歳児個人面談
12月	☆発表会 クリスマス会
1月	新年お祝い会
2月	節分 ☆保護者会
3月	ひな祭り会 ☆卒園式 卒園遠足（5歳児） お別れ会

◎毎月の行事：発育測定、防災・避難訓練
◎内科検診（年2回、※0歳児は毎月1回）、歯科検診（年2回）
◎個人面談は各クラスの期間は設けませんが年間を通していつでも任意で行います。
相談がある方は担任までお声がけ下さい。
◎専科の活動あり
体操教室（毎週木曜日・3歳～）造形教室（隔週金曜日・4・5歳児）

※送迎時、園行事参加の際は、保護者用名札の着用をお願いいたします。

- ・保育参観は「保育参加」という形式で通年お受け致します
- ・誕生会は、お子様のお誕生日にクラス毎に行います
※お誕生日が土日祝日でお休みの際は、基本的にお誕生日の後にお祝いをします。
- ・予定されている行事は、天候や状況に応じて変更する場合があります。



4. 登園・降園について

- ・暗証番号（1年ごとに変更します）で園内にお入りください。
- ・暗証番号を忘れたり、ご両親以外のお迎えの方はインターフォンを押して頂き、クラス・名前をお伝えください。カメラに保護者証の提示もお願いします。保護者証をお忘れになった場合は職員にお伝えください。
※災害時の引き渡しの際にも必要になります。
- ・「保護者証」は必ず園指定のものを首から下げて園内にお入りください。
 - ・ 出入り口は常に施錠されています。
 - ・ お子様の園での生活習慣を確立するため、9：00までに登園してください。
 - ・ お子様を休ませるとき、または遅れるときは、8：30までにご連絡ください。

【登園】

- ・靴は、靴棚のお子様自身の名前が付いているところに置いてください。
靴への記名（油性ペンでしっかり書いてください）をお願いします。
- ・前夜や朝の体調で気になること、配慮してほしいことを保育士にお伝えください。
- ・0,1歳は保護者用ロッカーを用意しております。抱っこ紐などを入れてご利用ください。

【降園】

- ① お子様を保護者に引き渡した時点からは、保護者の責任において降園をお願い致します。
※送迎時には自転車の出入りや通行が多く危険ですので、十分注意してください。
※当日お迎え予定者以外の方がお迎えに来る場合は、必ず事前に園にお伝えください。
ファミリーサポートセンター等の代理送迎利用の際も、必ず園にお知らせください。
園で控えている送迎者以外でのお迎えの場合、お引き渡しができません。
※予定していた送迎時間（届出で園が把握している時間）が30分以上変更になるときや、急なスポット利用するときなどは、速やかな連絡をお願いします。
※保育時間は勤務時間＋通勤時間です。買い物時間等は含まれておりません。
在宅勤務の方は、勤務時間終了後速やかなお迎えをお願いいたします。

5. 延長保育について

満1歳の誕生日の翌月から可能です。

（満1歳から利用の場合、完了食の進み具合やお子様の状況により保護者との相談の上決定します。）

【月額利用】

延長保育を月極で利用したい場合は、【延長保育利用申込書】を利用希望月の前月20日までに提出をお願いします。

【スポット利用（日額利用）】

スポットで延長保育を利用される場合は、その都度お知らせください。15時までにご連絡いただければ補食を準備します。15時以降はお菓子提供での対応となります。

【利用料】

※保育標準時間

時間	月極/月	スポット/回
18:01~19:00	2,500円	800円
18:01~20:00	5,000円	2,000円

※保育短時間

時間	スポット/30分
7:00~8:29	300円
16:31~18:00	300円

【スポット延長料金の支払い】

スポット利用の場合は、後日保育園から請求書をお渡ししますので、袋に金額を入れてお支払いください。

夕食を利用した方は、夕食代500円を一緒にお支払いください。

【月額延長料金の支払い】

月額利用の場合は、当月1日に請求書を配布します。料金を確認し毎月10日までに雑費袋に入れてお支払いください。夕食を利用した方は、月末の集計徴収とさせていただきます。

※延長料金について領収証が必要な方は、事務室にお知らせください。

※お釣りのないようにお支払いをお願いします。

※お金の入ったものは直接、事務室までお持ちください。

【夕食の提供】

2時間延長を希望される方には夕食(主食・主菜・汁物など)を提供できます。(1食500円)

利用される場合は【夕食申込書】に記入し、利用希望日の1週間前の15時までにご提出下さい。

なおキャンセルにつきましては、食材発注の関係により、1週間前の15時までとさせていただきます。

【公共交通機関の遅延の場合】

公共交通機関が遅延の場合は、あらかじめご連絡いただき、交通機関等が発行する遅延証明書に時間をご記入の上、提出していただければ遅延時間にかかる延長料金は発生しません。

6. 土曜保育について

保護者のどちらかがお仕事がお休みの場合は、家庭保育のご協力をよろしくお願いいたします。

土曜保育を利用される場合は、【勤務確認書】を事務所に取りに来て頂き、前月20日までに提出をお願いします。前月20日までに提出が難しい場合はご相談ください。

土曜日の延長保育を利用される方は夕食の提供はありません。

※土曜日を利用され、平日にご両親どちらかがお休みの場合も家庭保育のご協力をよろしくお願いいたします。



第2章 園からの連絡とお知らせ

1. 緊急時の連絡

急な発熱などの病気や怪我や事故のときは【家庭状況】に記載された連絡先に連絡をいたします。
【家庭状況】に記載された番号順に連絡をしますので、必ず連絡が一番につながる番号を優先にしてください。

2. 災害時の連絡

災害などの緊急事態が発生した場合、「連絡アプリ」にて配信いたしますので、それぞれ登録をお願いいたします。

3. 連絡アプリ「コドモン」

登録していただく連絡アプリ「コドモン」では

- ・欠席、遅刻の連絡
- ・連絡帳への入力、確認
- ・園からのメール配信
- ・連絡チャット

が可能なシステムとなっております。 ※登録用紙、詳細は別途配布いたします。

毎日の保育園での様子などは、各クラス18時頃に配信します。

チャットはいつでもご利用できますが、早急なご対応が必要な場合はコドモンでの連絡に気が付かない場合もありますので、お電話の方が確実です。

4. 園からのおたより・お知らせ

毎月「園だより」「クラス便り」「給食便り」「献立表」「保健だより」を月初めにコドモンにて配信します。

プリントは玄関に別途置いてありますので、必要な方はご自由にお持ちください。

事務所横の掲示スペースに重要なお知らせを掲示していますので、登降園時に必ずご覧ください。

5. 写真販売

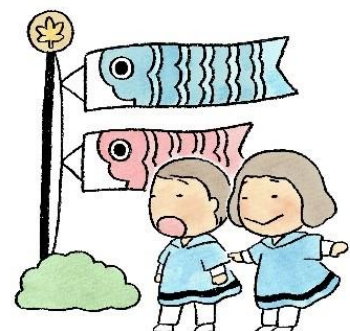
園で撮影した日常保育の様子、行事での写真等は「はいチーズ!」というサイトでインターネット販売を行います。インターネットでご覧いただけるので24時間いつでも写真を購入できます。クレジット決済やコンビニ決済の支払いで自宅に郵送されます。

6. おむつのサブスク「おむつん」

0、1歳児のみ、おむつのサブスク(月¥2,500)をご利用いただけます。

おむつの種類はGOONのみとなります。

利用されたい方は別途お申し込みをお願いいたします。



毎日持ってくるもの

1. 服装・持ち物

・名前は、すべての持ち物にしっかりと大きく記入して下さい。

		0歳児	1歳児	2歳児	3~5歳児	備 考
毎日持ってくるもの	通園リュック	トートバック	トートバック	○	○	毎日の持ち物、着替えが入る大きさ
	汗拭きタオル				○	毎日持ち帰り
	汚れもの袋	○	○	○	○	濡れたものをいれますのでビニール製 をお願いします
	上服・下服・肌着 パンツ・靴下			○ 各2枚以上	○ 各1枚以上	袋に入れ、鞆に入れてください
	オムツ	10枚常備	10枚常備	6枚程度		おしり部分に記名して下さい
	上服・下服・肌着 パンツ・靴下	各3枚 セット	各3枚 セット			その都度補充して下さい
園に置いておくもの	昼寝用品	バスタオル シート 1枚	バスタオル シート 1枚	バスタオル シート 1枚	3-5歳児 バスタオル 1枚 3・4歳児 シート1枚	週末持ち帰り ※必要であればおねしょシート ※布団・コット用シートは園からお貸 します。
	昼寝用品入れ	○	○	○	○	エコバックなど
	上履き③			○	○	上履きは週末持ち帰り

※フード付き・スカートなどは生活において危険ですのでご遠慮下さい。

※髪ゴムは飾りのないものにして下さい。

※戸外へ出て遊ぶことも多い為、運動靴での登園をお願いします。

長靴登園の際も別途運動靴は置いてください。

※0・1歳児の避難靴は、園で用意しております。

※クラスカラー帽子は園で用意します。

トートバック（エコバッグ可）



通園リュック



上履き



2. 午睡用コット

コットに専用シートをひき、バスタオルをかけて寝ます。汗やおねしょ等で汚れても、丸洗いができますので衛生的です。シートは毎週末に持ち帰りますので、お洗濯をして週初めにお持ちください。

0歳児は、コットではなくマットレスになります。

第3章 給食について

- ・栄養面を第一に考え、あたたかくて美味しい給食づくりを心掛けています。
- ・栽培活動やクッキングなどを行い、食への関心を深めていきます。
- ・毎月、献立表と給食だよりを栄養士が作成し、配布しています。
- ・事務所入り口に給食サンプルを掲示しています。
- ・給食につきましては、当園では「ウオクニ株式会社」に委託しております。

1. ミルク・離乳食について

- ・ミルクは（森永 はぐくみ）を保育園で用意します。入園までにご家庭でお試してください。
- ・離乳食期は食習慣の基礎づくりとして、とても大切な時期です。お子様の発達状況に合わせてしっかり段階を踏んで進めていきましょう。
- ・園で提供する離乳食はごっくん期(初期)・もぐもぐ期(中期)・かみかみ期(後期)・ぱくぱく期(完了期)の4段階に分かれています。
- ・だいたい5か月頃より離乳食を開始しますので、ご家庭で離乳食を始めましたらお知らせください。
- ・園で初めて口にする食材がないよう、ご家庭と連携して進めて参ります。

2. 給与栄養目標量

年齢	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン			
						A (μ gRAE)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)
1・2歳	470	19.0	15.0	220	2.3	200	0.25	0.30	20
3・4・5歳	580	23.0	19.0	265	2.5	220	0.35	0.40	25

幼児食



離乳食

ごっくん期（初期）



- ・ポタージュ状
- ・ヨーグルト状

もぐもぐ期（中期）



- ・マッシュ状
- ・2～3mm角
- （舌で潰せる硬さ）

かみかみ期（後期）



- ・5～8mm角
- （歯茎で潰せる硬さ）

食物アレルギー対応について

食物アレルギーの症状があるお子様に対しましては、お子様の安全が最優先されるよう、組織全体で以下の対応をしていきたいと思っております。

アレルギー対応を開始する場合

- ① 医師の診断を受け、指定の【生活管理指導表】の記入を依頼してください。
※ 生活管理指導表は、保育園からお渡しします。
- ② 【生活管理指導表】を保育園に提出してください。
- ③ 園長・栄養士・看護師と面談を行います。ご家庭での状況、園での対応、緊急時の連絡、エピペン、処方薬などについてお話したいと思います。
- ④ 【生活管理指導表】と面談の内容を考慮し、アレルギー食の献立を作成して給食を提供します。

※ 給食対応の可否は、園で協議の上、判断させていただく場合があります。

※ 新年度が始まる前には、**必ず医療機関に受診し**【生活管理指導表】の再提出をお願い致します。(年1回)

アレルギー対応の内容を変更する場合

医療機関に受診し、再度【生活管理指導表】を提出して頂き、面談を行います。

アレルギー対応を終了する場合

【除去食解除依頼書】を保育園に御提出ください。

※医師の指示のもと、【生活管理指導表】にて除去の確認を致します。

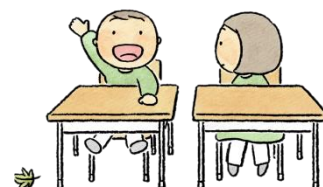
アレルギーかもしれない・・・

特定の食品に触れると皮膚が赤身を帯びたり、おなかを壊したりするなど、食物アレルギー疾患が疑わしい場合は、主治医もしくはアレルギー相談窓口への相談をしてみましょう。

お願い

※保育園では、様々なアレルギーのお子様をお預かりしております。

登降園時の飲食、園内への飲食物の持ち込みはご遠慮ください。



第4章 病気とくすり

1. くすりの与薬とルール

本来、保育園でお薬をお預かりすることはできません。

やむを得ず薬を持参される場合、下記の要綱をお守りください。

① くすり 1 回分

内服薬は必ず 1 回分を持参してください。まとめてのお渡しは受け取りできません。

水薬は小さな容器にうつしてください（分量は保護者の責任で管理していただくため）。

内服薬は、小袋に氏名を記入してください。塗り薬や目薬は、容器に氏名を記入してください。

② 【薬の預かり・与薬依頼書】

1 階事務所に用意してあります。事務所職員までお声掛けください。

医師のサインが必要です。記入例を参考に、医師に記入を依頼して下さい。

③ 【薬剤チェック表】

1 階事務所に用意してあります。事務所職員までお声掛けください。

薬と一緒に袋（ジップロック等）に入れてお持ちください。袋には記名をお願いします

④ 薬剤説明書

上記 4 点を揃え、必ず職員に手渡しして下さい。手渡して確認が取れない場合は与薬できません。

※保護者の判断で持参した薬（過去にもらった薬の残り）やサプリメント、宗教上の薬、市販の薬、解熱剤、鎮痛剤、虫よけスプレーなど、医師の処方薬以外の薬はお預かりできません。

また、虫よけシールや虫よけバンドを使用しての登園もご遠慮ください。

※長期間継続して薬をお預かりする場合は、必ずご相談ください。

また【与薬依頼書】の提出を再度お願いする場合があります。

2. 園での取り扱い薬品について

当園内で対処できるケガや病気の場合は以下の薬を使い対応します。薬品にアレルギーなどある方は事前にお知らせください。

虫除けスプレーは、アロマオイルをしようした無添加のものを園で作って使用しています。



(ばんそうこう)



(ベビーワセリン)



(虫よけスプレー)



(ムヒ・ベビー)

3. 登園時注意事項

1) 前日（登園前）の体調不良

- ① 「昨夜熱があった」「下痢をしていた」など、健康上気になることや、ご家庭で薬の内服をしている場合は登園時に必ずお知らせください（ホクナリンテープの貼付なども）。
- ② 登園前に転んですりむいた、などのケガがあった時は具体的にお伝えください。
- ③ ご自宅で38℃以上の発熱があった、嘔吐や2回以上の下痢便があった、頭を打った、という場合は、24時間は自宅で様子を見てください。（感染症ではない場合も、下痢・嘔吐の症状が出ているのは体調が悪いということですので、ご協力をお願い致します。）
また、機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い、鼻水が出ている、など様子が気になる場合もご自宅で様子を見てあげてください。
- ④ 保育中に体調が悪くなった時には、全身状態を見て、熱が高くなくてもご連絡する場合がありますので、ご了承ください。（ご連絡が不可な時間帯など配慮が必要な場合は、事前にお知らせください。）

2) 病気・ケガ後の保育園への登園

病気やケガの後に登園される時は、医療機関を受診して、医師に「保育園に通っている」ことを話し、集団生活が可能か、登園しても良いかどうかを確かめてください。特別に配慮が必要な場合、園では対応できない場合もあります。通院後は病院名と症状、病名をお知らせください。
また、病気や怪我の後の登園日は、登園時に職員と体温や症状の確認をさせていただきます。朝のお忙しい時間帯とは思いますが、ご協力をお願い致します。

3) 病児・病後児保育

本園では病児保育・病後児保育は行っておりません。

4) 発熱

朝の登園前と登園時には必ず検温をしてください。登園時37.5℃以上の場合お預かりはできません。

また、登園後に38℃を超えましたら、お迎えに来て頂くこととなります（緊急連絡先にそって職場や携帯にご連絡致します。すぐに連絡がつく番号をお知らせください）。

「熱性けいれん」などがある場合、必ず事前にお知らせください。けいれんが起こった場合は救急車での対応とさせていただきます。

5) 急な体調不良や怪我

園内での急な体調不良や怪我の場合、保護者に連絡後、近隣の提携している病院へ連れていくことがあります。そのため、健康保険証を翌日提出いただくようお願いいたします。

6) 予防接種後の登園

予防接種後は、お子様の急な体調の変化等が考えられるため、夕方からの接種予約や休日での

接種実施のご協力をお願いします。

4. 感染症について

以下の**感染症にかかった場合は、登園停止**になります。必ず園にご連絡ください。

●指定感染症

麻疹、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、風疹、水痘〈水ぼうそう〉、流行性耳下腺炎〈おたふくかぜ〉、結核、咽頭結膜熱〈プール熱〉、流行性角結膜炎〈はやり目〉、腸管出血性大腸菌感染症〈O-157等〉、百日咳、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎

→登園前に再度受診して頂き、医師から【登園許可証明】をもらって登園し、園に提出してください（用紙は市内の病院にあります）。登園許可証明が発行されるまで登園はできません。

※登園許可証明を依頼する場合、市内病院は無料。市外は有料。

●その他の感染症

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑〈りんご病〉、ウイルス性胃腸炎、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、帯状疱疹、突発性発疹

→医療機関で保育園に通っていることを医師に伝えて登園許可を確認し、保護者の方が【登園許可証明（保護者記入用）】を記入して提出してください。

※感染症については巻末の表をご参照ください。

○とびひが発生した際は、子どもが触らないよう、ガーゼ等で患部を覆って登園してください。

○ご家庭内で感染症に罹患している方がいる場合、玄関での送迎をお願いします。インターホンでその旨をお伝えください。

○感染症が出た場合は、掲示板等でお知らせします。ご心配な事がありましたらご相談ください。

登園許可証明（保護者記入用）		
提出先	武蔵野もみじの森保育園	クラス名() 児童氏名()
受診した病院		通院した期間 月 日()～ 月 日()
	登校・登園可能と診断された日	月 日()
上記の通り相違ありません	年 月 日()	保護者氏名 ()
医師から、登校・登園可能と診断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症		
○印	病名	登校・登園のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始し24時間が経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断が出るまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好
8	突発性発疹	症状が改善し全身状態が良好

【与薬依頼書記入】

薬の預かり・与薬依頼書

武蔵野もみじの森保育園 園長殿

20XX 年 4 月 1 日

生年月日： 20XX 年 X 月 XX 日 X 歳 X ヵ月

クラス 児童名

保護者名



主治医の指示により、保育時間内での与薬をお願いします。

保護者記入欄

薬の預かり・与薬内容指示書

疾患名		} 必ず記入
園での与薬が必要な理由		
副作用 その他注意事項		
3つのうちどれかを記入 期間も必ず記入してください		
預かり	抗けいれん薬等	預かり期間 年 月 日から 年 月 日まで 使用条件 :
与薬	内服薬	与薬期間 年 月 日から 年 月 日まで タイミング [食前 (分前) ・ 食後 ・ おやつ前 (分前)]
	外用薬 軟膏・点眼薬等	与薬期間 年 月 日から 年 月 日まで タイミング [昼寝前 ・ その他 ()]
★全ての欄を記入してください。記入のない場合、お受け取りできません		

医師記入欄

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

電話・連絡先

※主治医の先生へ

保育園では、基本的に与薬を行っていません。風邪等の急性疾患の薬以外で、保育中にどうしても与薬が必要な場合に限り、この指示書の記入をお願いします

子どもがかかりやすい感染症 (平成 24 年 4 月 1 日:一部改正)

(医師が記入した 「登園許可証明」 が必要)

感染症名	感染しやすい期間	潜伏期間	当園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発疹出現後 4 日後まで	1~2 週間	解熱後 3 日を経過してから
風疹(三日ばしか)	発疹出現前 7 日から後 7 日まで	2~3 週間	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現 1~2 日まえから痂皮形成まで	10~14 日	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	1~3 週間	耳下腺・舌下腺・顎下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になってから
インフルエンザ	症状がある期間(発症後 24 時間から 3 日目程度までが最も感染力が強い)	1~7 日	発症から 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	特に発症から 5 日間	7~10 日	1. 発症から 5 日を経過していること 2. 解熱剤を使用せず症状が軽快してから、24 時間経過していること
結核			医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱(プール熱) アデノウイルス	発熱、充血等症状が出現した数日間	4~5 日	主要症状の消退後 2 日を経過するまで(解熱後 1w でプール再開)
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	4~5 日	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌剤を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	1 から 2 週間	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-111)		3~5 日	症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間を開けて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1~2 週間、便から数週間~数か月排出される	1~3 日	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		3~4 日	病状により学校医等において感染の恐れがないと認められるまで

(医師の診断を受け保護者が記入する 「登園許可証明（保護者記入用）」 が必要)

溶連菌感染症	適切な抗菌薬を開始する前と開始後1日間	2～3週間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬を開始する前と開始後数日間	2～3週間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	3～5日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普通の食事が摂れること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹出現前の1週間	5～6日	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間はウイルスを排泄しているため注意が必要)	1～2日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普通の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1カ月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	2～4日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事が摂れること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	2～5日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発疹	生後6か月～2歳にみられる	3～7日	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと

5.乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

～SIDS（シズ：乳幼児突然死症候群）とは？～

それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。日本では年間150人前後の赤ちゃんがこの病気で亡くなっています。これは生まれてきた赤ちゃんの6000～7000人に1人と推定され、生後2～6か月（多くは1歳未満）に多いとされています。原因はまだよくわかっていませんが、男児、早産児、低出生体重児、冬期、早朝から午前中に多いことや、うつぶせ寝や両親の喫煙、人工栄養児で多いことが分かっています。特に下記の2つの項目に気をつけることで、発症リスクを低減することが期待されています。これらはいずれもSIDSの直接の原因ではありませんので、必要以上に心配せず、日頃の子育ての再確認をして頂き、後はおおらかな気持ちで子育てをしましょう。

【あおむけで寝かせましょう】

赤ちゃんの顔が見えるように、あおむけに寝かせましょう。うつぶせ寝はあおむけ寝の場合に比べてSIDSの発症率が高いとされています。また赤ちゃんの寝ている周りに物を置くと窒息や誤飲、けがなどにつながることもあるので注意しましょう。布団を掛ける時は赤ちゃんの胸の辺りまでにしましょう。赤ちゃんをなるべく一人にしないなどの配慮も大切です。

【タバコは止めましょう】

妊娠中の喫煙は、おなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかに良くない影響を及ぼします。両親が喫煙する場合、両親が喫煙しない場合の約 4.7 倍 SIDS の発症率が高いと報告されています。

●保育園ではこのように気をつけています

- *赤ちゃんをひとりにしません。
- *保育士が見守り、赤ちゃんの様子を定期的に観察します。
- *枕は使いません。
- *ベッドの周りには、ひもやタオルなど、危険なものは置きません。
- *定期的に健康診断を行い、子どもの発達の様子を把握していきます。



第5章 災害時の避難場所と連絡対応について

1. 避難訓練

- ・年間消防計画に則り、地震・火災・救命法・不審者侵入の対応などの避難訓練を毎月実施します。
- ・年1回、災害を想定した引き渡し訓練を実施します。

2. 臨時休園基準、災害時の連絡方法

- ・武蔵野市が発令する避難情報「警戒レベル3」以上、または首都圏JR、他公共交通機関の計画運休が決定した場合、臨時休園となります。

※気象庁が発表する気象情報の警戒レベルをもとに武蔵野市が避難情報を発令する判断を行います。

このため同レベルの気象情報と同時に避難情報が発令されるわけではありません。

- ・連絡帳アプリにて、保育園の状況、お子さんの対応など随時配信いたします。
- ・災害伝言ダイヤル（171）に伝言を残し、情報をお伝えいたします。

3. 大地震が発生した場合

- ・登園前、登園途中に発生した場合は、保育園は休園となりますので登園しないでください。
- ・保育時間に発生した場合は、すみやかに迎えをお願いいたします。
- ・揺れがおさまったら、交通や道路の状況を確認して身の安全を守り、迎えにきてください。
- ・保育園からの電話連絡は困難なため、自主的に迎えをお願いします。
- ・園児の引き渡しは保育園です。万が一避難した場合は避難場所で引き渡します。
- ・緊急時の避難場所のお知らせについては、門扉道路側に掲示します。
- ・お迎え時、必ず園の職員に申し出て、園児引き渡し簿の確認を済ませてからお引き取りください。

お迎えに来るときの注意

- ・電車やバスなど交通機関が止まる可能性があります。自動車の通行も難しい場合が考えられます。日頃から、どういう方法で迎えに行くかご家庭で決めておきましょう。
- ・電話などの通信手段が途絶えます。保育園に電話をかけていただいても対応が困難になります。
- ・園では防災行政無線やラジオなどで情報収集します。ご家庭でも災害情報に注意してください。
- ・災害用伝言ダイヤルの指定地域に指定された場合は、災害用伝言ダイヤルが使えます。
- ・保護者以外の方が迎えに来ることが想定される場合は、事前に「緊急時引き渡しカード」に明記してください。

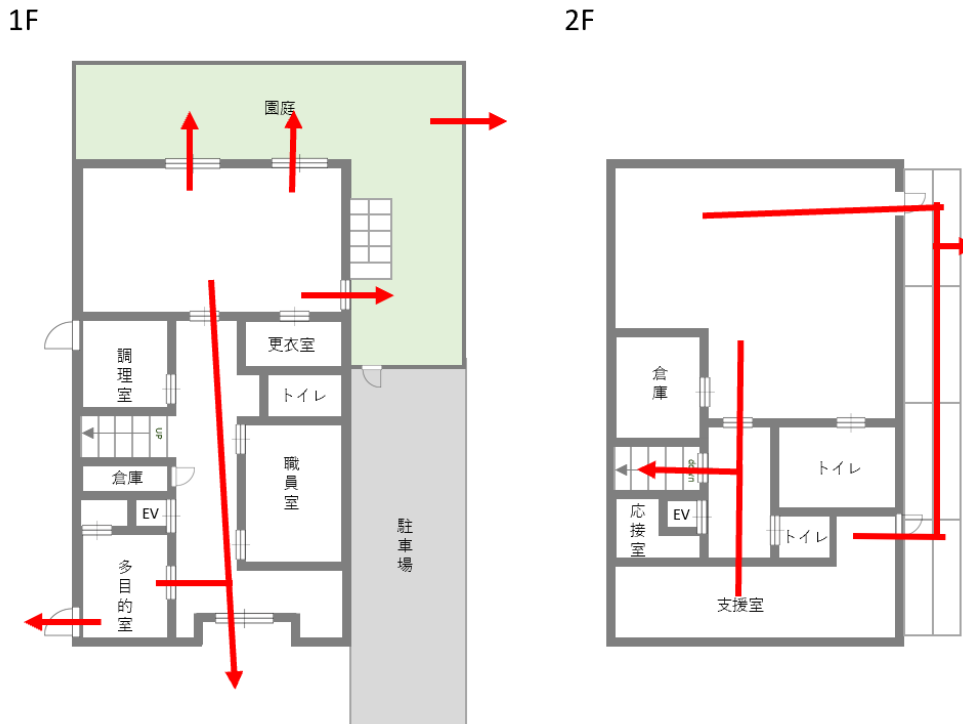
保育園から避難した場合

- ・状況によって園から避難する場合も考えられますので、次ページの避難場所を確認してください。
- ・避難先は保育園に掲示しますので、すみやかに避難場所にお迎えに来てください。
- ・避難途中で園児の引き渡しはいたしません。保護者の方は避難場所まで一緒に避難してください。

保育園の再開

- ・警戒レベルが解除されても即座に開園とはならず、再開まで期間を要することも予想されます。
- ・保育園の中で保育ができる状況が整い次第、行政の指示のもとに保育を再開します。
- ・保育再開にあたっては、連絡帳アプリなどで配信します。
- ・保育再開後でも、給食などについては態勢が整うまで実施を延期することがあります。

4. 避難経路と避難場所



【避難場所】
①第一次避難場所 グリーンパーク
②第二次避難場所 第5小学校



第6章 困ったこと、苦情、ご意見について

1. 困ったこと

お子さんに関することや園での生活について、困ったこと心配なことは遠慮なくお尋ねください。お子さんにとって一番いい方法を一緒に考えたいと思います。

- ・運営上のご意見やご質問など、お気づきの点がありましたらなんでもお聞かせください。
- ・園に対しての苦情などがございましたら、窓口を設置しております。迅速に対応してまいります。

2. 苦情解決

1、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2、苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

4、第三者委員担当者名 大谷 祐子 0422-55-2422

第7章 虐待防止のための処置に関する事項

・保育園は子どもの生命を最優先に考え、虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待の疑いのある場合、通告することが義務付けられています。

- 児童虐待の防止に関する法律 第五条：児童虐待の早期発見の義務
- 児童福祉法 第二十五条：要保護児童発見者の通告義務

虐待は、特別な家庭に起こりうるものではありません。どの家庭にも起こりうることです。いくつかの要因が絡み合っ、つらい養育状況であるとき、苦しい悩みを誰にも相談できず、虐待に発展してしまうことがあります。子どもの発達の問題、不安やストレスなど、子育てに不安や悩みはつきものです。お気軽に相談してください。



